

2023年6月9日

文部科学大臣 永岡 桂子 殿

2024年度概算要求期にあたっての要望書

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 鳥畑 与一

貴職におかれましては、文部科学行政、高等教育の充実にご尽力されていることに敬意を表します。2024年度概算要求期に先立ち、大学をはじめとする高等教育研究機関のあるべき姿を実現するための予算配分および高等教育政策に関して、下記のとおり要望いたします。また、会見に先立ち、事前にご教示いただきたい項目について別記いたしますので、そちらへのご回答もよろしくお願いいたします。

ご承知の通り、1999年度を最後に戦後長らく続けられてきた「積算校費制」が廃止され、2000年度以降は、従来とほぼ同額が「教育研究基盤校費」として一括して渡されることとなりました。2004年度の国立大学法人化以降およそ10年間にわたって、運営費交付金はその額から毎年1%が減額されてきました。最近の運営費交付金の総額は、2015年度以降おおむね横ばいとなっております。他方、社会保険料の負担や消費税額の上昇などで経費は増加しております。そうした状況に対して、国立大学等は主に正規教職員の削減と非正規化によって対応して参りました。日本経済が20年以上にわたってデフレで人件費や物価が上昇してこなかったために、こうした対応によって国立大学等では、実際には教育・研究の基盤と成果が掘り崩されてきたものの、外部から見れば組織を維持できてきました。ところが昨年来の大幅な物価高により光熱費などの経費が増え、また、今春は民間企業の多くが賃上げに踏み切っております。そうした状況にあって、これまで同様の運営費交付金の算定を続けていたのでは、国立大学等の財政は深刻な打撃を受けることとなります。

今年度については、まずは緊急の予算措置により、人件費・物件費・光熱費の大幅な増額に対応していただくようお願いいたします。さらに今後、本質的な課題として、従来の運営費交付金の制度設計そのものを見直す必要があると考えています。日本の大学教員の給与は主要先進国の中で低い水準であり、優秀な研究者の海外流出が現実のものとなっております。先端的な教育研究を行うためには施設の高度化も必要です。こうした状況を踏まえ、これまでのような減額や控除と再配分を改め、必要額を十分に保障した上で、さらに各国立大学等の意欲的な取り組みを支援するようお願いいたします。

これらの政策によって、十分な環境の下で、評価対応等の多忙化も改善され、高等教育と学術研究の発展に寄与できると同時に、日本社会の発展や経済回復にも資すると考えます。高等教育と学術研究の重要性を国民や関係各所に粘り強く説明し、これまでの交付金の算定ルールの見直しを要望いたします。

記

1. 国立大学法人運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

1-1. これまでの運営費交付金制度では、昨今の物価上昇・人件費上昇の局面に対応できません。日本の研究力向上のためには、研究者の増員、ないし少なくとも減少を食い止めるための人件費配分が必要です。また、国立大学の法人化によって必要となった経費分が担保されておられません。そうしたことから、全大教では 20% 程度の増額を求めてきましたが、**今年度は物価上昇分を補うためだけでも少なくとも名目で 5% 程度の増額を要望します。**

1-2. 現状では、運営費交付金の「共通指標部分」は、運営費交付金の一部が評価によって傾斜配分されています。これを改め、**基本的な教育研究に必要な予算額を保障したうえで、さらに意欲ある大学を支援する制度設計に改善することを要望**します。

1-3. 「共通指標部分」では、国立大学の教育研究の改善とは関係しない項目（人事給与や会計など大学のマネジメント関係の指標）が評価指標となっております。当面、評価配分を継続するとした場合であっても、**日本の高等教育研究の発展という目的に対して合理的な評価項目とされることを要望**します。

2. 国立高等専門学校運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

国立高専の運営費交付金は、効率化係数により、教職員の雇用や学校運営に最も直結する、基盤的経費が減少しています。特に、厳しい財政状況からくる教員の配置の見直しのなか、従来からの「教育・研究、学生のメンタルケア、学生寮、部活動」などの業務の着実な実施に加え、特別教育研究経費に関連した「高専の高度化、海外展開、地域貢献」への対応も行っていかなければならない状況にあり、ここ数年、教職員の多忙化は加速しています。人的資源の面で、高等教育機関としての基盤が揺らいでいると言わざるを得ません。基礎的な運営費交付金の充実を図ると共に、早急に効率化係数廃止を追求し、それらによって安定した教職員数を確保できるようにすることを要望します。

また、1-1 で触れられている状況は国立高専でも生じており、教職員の増員ないしは減少を止める措置が必要です。従って、1-1 と同様のことを要望します。

3. 公立大学の運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

基準財政需要額の減額を行わず、公立大学の 신설、私立大学からの移管による公立大学化を踏まえて、予算の増額を総務省に働きかけることを要望します。

4. 大学共同利用機関運営費交付金の算定方法を抜本に見直すこと

大学共同利用機関運営費交付金の基盤的経費の削減が続く結果、施設や保管資料の保全・維持管理や人材の確保などに困難をきたしています。安定的な基盤的経費なしに持続的な研究活動は困難です。また、人件費に占める競争的経費の増加によって、研究者・技術者の雇用を不安定にした結果、人材の流出のみならず、安定的な人員の確保にも困難をきたしています。大学共同利用機関運営費交付金の基盤的経費の増額を要望します。

5. 引き続き、研究者の安定的ポストの増加と教育研究条件の改善を行うこと

5-1. これまでの研究者の雇用対策の対象は若手を中心であり、また雇用期限付きのポストの増加という形で行われてきました。これを改め、**すでに何度も有期雇用契約を繰り返した中間年齢層・高年齢層も含めたすべての研究者を対象とし、安定した雇用の増加を目標とする政策に転換**することを要望します。

5-2. これまでの研究者の雇用対策は、大学でのポスト増を中心とするものでしたが、昨年度は、博士号取得者を採用した企業への優遇税制などの制度が設けられました。引き続き、**博士号取得者の民間企業への就職支援のための措置も充実させる**ことを要望します。

5-3. 昨年度は、「貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について（依頼）」において、「無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」との通知を出されたことに敬意を表します。引き続き、**有期雇用契約の研究者の無期雇用への転換に向けた取り組み**を要望します。

5-4. 教員が教育研究に専念できるように、教職員の増員を含めた労働環境の改善、を進めていただくことを要望します。

6. 地方大学の振興のための予算について

「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」について、今年1月の文科省会見の席上では「研究者を支援する体制づくり等を支援」とうかがいました。ところが、その後の2月8日に閣議決定された「[地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ](#)」では、産学連携の推進や研究等で地方大学を競わせるというスタンスに代わってきたように思われます。競争的予算だと、地方大学の間で格差が広がっていくことが懸念されます。**地方大学の振興は、「国民が地元で教育を受けられる権利を保障す**

る」「日本の大学全体の多様な研究の底上げ」というスタンスで行っていただくよう要望します。

7. 定年年齢の引き上げの着実な実施にむけて必要な予算措置を行うこと

多くの国立大学等で定年年齢の引き上げに向けた検討が行われております。しかし、そのための財政措置が定かでないことや、国家公務員の制度に準拠した場合、職務が同様であるにもかかわらず給料が7割となるなど、大きな課題を残したものとなっております。各大学等において、定年年齢の引き上げの確実な実施と中堅・若手層の昇任機会や新規採用の確保ができるよう必要な予算措置を要望します。

8. 施設整備費を増額し施設整備の充実を図ること

施設及び設備の老朽化が進み、教育研究に支障が生じています。また、災害が生じた場合の施設の復旧に係る経費も十分に措置されているとは言えない状況にあります。日本の研究力向上のためには、大学では常に最新の設備への更新が求められております。各大学等の施設整備費および災害時の緊急的な復旧に対応するための予算の充実を要望します。

9. 大学自治を尊重した自律的・自主的な大学運営の確保

9-1. 現状の国立大学法人法の規定では、この間に監事の権限強化を目的とした改正がされたものの、国立大学の組織形態は、教職員の十分な議論をふまえた牽制機能を欠いたまま学長に権限を集中させるという、いささか特異なものとなっております。私どもとしては、日本私立大学教職員組合連合や全国公立大学教職員組合連合会と連名で「学校教育法改正提案」を行い、学長と理事会と教授会との「三権分立」的な制度設計を提案しました。そうした提案を参考にいただき、今後の大学の発展に真に資する制度設計が実現するようご尽力いただくことを要望します。

9-2. 大学ファンドによる支援を受ける国際卓越研究大学では、学長の上に最高意思決定機関としての「合議体」を置くことが議論されています。これでは、現場の教職員の意向とは関係のないところで大学の運営方針が決められていくことになりかねません。合議体メンバーの選任等の事項を国立大学法人法に盛り込むのであれば、大学自治の原則に基づき、その方法は各法人の裁量に委ねるよう要望します。

10. 学生支援

今年3月31日に発表された「[こども・子育て政策の強化について（試案）](#)」では、「高等教育費の負担軽減」として、「奨学金の減額返還制度を利用可能な年収制限の引き上げ（325万円から400万円へ）」、「給付型奨学金の支給対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する」、「授業料後払い制度の導入」が挙げられています。

学生の負担軽減につながる施策は基本的に歓迎しますが、日本も批准する国際人権規約では高等教育を漸進的に無償化すべきことが謳われております。「理工農学の学生の増加」といった国の経済上の事情ではなく、国民の教育を受ける権利の保障という観点から、高等教育への普遍的なアクセスを最終目標とする支援拡大を引き続き要望します。

11. 運営費交付金の増額へ向けた、諸団体との連携と社会へのアピール

日本学術会議や国立大学協会をはじめとする高等教育・学術関連諸団体と連携し、運営費交付金の基盤的経費の削減による大学等の厳しい現状と、その十分かつ安定的な措置の重要性について、引き続き積極的にアピールすることを要望します。

【別記】

事前に文書回答をいただきたい事項

(1) この間の会見において、全大教から、学術振興会特別研究員の応募資格（現状では博士号取得後5年以内）を緩和することについて提案させていただいていますが、貴省での検討状況についてご説明をお願いします。

(2) 国際卓越研究大学について、現在公募に対する審査が行われている状況かと存じます。つきましては、次の2点についてご説明をお願いします。

- ・制度設計の詳細（合議体構成員の選任手続き、地方大学との連携のやり方等）
- ・公募審査の状況と今後の見通し（審査基準や採択の決定時期等）

(3) 研究者・教員等の無期転換ルールに関して、令和5年4月以降の各大学等における対応状況についてご説明をお願いします。